

<経営革新等認定支援機関>

20130115 中国第 20 号及び中財金一第 8 号

「私たち(株)森戸コンサルタント・グループは経営革新等認定支援機関です。」

◎経営革新等支援機関とは

中小企業を巡る多様化・複雑化する経営課題に対して事業計画策定等の支援を通じて、中小企業を支援できる高い専門性を有する機関や人の事を言い、国が認定しています。

◎経営革新等認定支援機関に相談すると

①経営の「見える化」を支援します。

事業計画を策定することで、現状を把握し対応策を明確化できます。

②資金調達時に優遇措置があります。

経営革新等認定支援機関の支援を受けている一定の中小企業者については、信用保証協会の一般保証における保証料率からおおむね 0. 2%引き下げられます。

また、日本政策金融公庫からの融資について一定の中小企業については貸出利率の優遇措置を受けられます。

③助成金を受けることができます。

経営革新等認定支援機関の支援を条件とした助成金を受けることができます。

「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」

「創業促進補助金」

「どこに課題があるのかわからない」、「どこから手を付ければよいのかわからない」等でも結構です。私たち「経営革新等認定支援機関」の(株)森戸コンサルタント・グループにご相談ください。